

事 務 連 絡  
平成20年10月2日

関係団体代表者 殿

厚生労働省健康局  
総務課生活習慣病対策室  
総務課保健指導室

厚生労働省保険局  
総務課医療費適正化対策推進室  
国民健康保険課

#### 特定保健指導において電子メール等を用いる場合の留意事項について

厚生労働行政の推進につきましては、平素から格段の御配慮を賜り、厚く御礼申し上げます。

特定健康診査及び特定保健指導における個人情報の取扱いについては、「高齢者の医療の確保に関する法律」(昭和57年法律第80号)、「特定健康診査及び特定保健指導の実施に関する基準第16条第1項の規定に基づき厚生労働大臣が定める者」(平成20年厚生労働省告示第11号)及び「特定健康診査及び特定保健指導の適切かつ有効な実施を図るための基本的な指針」(平成20年厚生労働省告示第150号)により規定されているほか、従前から各保険者にて定めている個人情報保護に関する規程等に基づき、保険者のみならず特定保健指導の実施委託先も含め慎重な取扱いがなされているところです。

この度、特定保健指導の実施時に、電子メール、FAX、手紙等(以下「電子メール等」という。)を用いて、個人情報を含む情報のやり取りを行う際の、個人情報の取扱いに関して留意すべき事項を下記にまとめましたので、保険者や特定保健指導の実施委託先が、これを踏まえ、保健指導の対象者に配慮し適宜必要な取組みを進められますよう、よろしくお願い申し上げます。

#### 記

##### 第一 特定保健指導において電子メール等を用いる場合の個人情報の取扱いに関する規程等について

特定保健指導を「特定健康診査及び特定保健指導の実施に関する基準第7条第1項及び第8条第1項の規定に基づき厚生労働大臣が定める特定保健指導の実施方法」(平成20年厚生労働省告示第9号)に規定する実施方法により行う際には、保険者及び特定保健指導の実施機関(以下「実施機関」という。)は「個人情報の保護に関する法律」(平成15年法律第57号)のほか、「高齢者の医療の確保に関する法律」(昭和57年法律第

80号)第30条、「特定健康診査及び特定保健指導の実施に関する基準第16条第1項の規定に基づき厚生労働大臣が定める者」(平成20年厚生労働省告示第11号)第2の4で示す実施機関が満たすべき情報の取扱いに関する基準、「特定健康診査及び特定保健指導の実施に関する基準第17条の規定に基づき厚生労働大臣が定める特定健康診査及び特定保健指導の実施に係る施設、運営、記録の保存等に関する基準」(平成20年厚生労働省告示第142号)第2の4で示す保険者が満たすべき情報の取扱いに関する基準を遵守すること。また、これらと併せて、以下のガイドラインを参考とし、特定保健指導の対象者(以下「支援対象者」という。)の個人情報の取扱いについて十分に配慮すること。

- (1)「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイドライン」  
(平成16年12月(平成18年4月改正)厚生労働省医政局)
- (2)「医療情報システムの安全管理に関するガイドライン 第3版」  
(平成17年3月(平成19年3月及び平成20年3月改正)厚生労働省医政局)

## 第二 特定保健指導において電子メールを用いる場合の留意事項

1. 初回面接時等に、支援対象者に十分な説明(電子メールを用いることに伴って生じる可能性のある不測の事態、支援対象者自身が電子メール使用時に注意すべき事項等)を行い、同意を得た上で用いること。
2. 電子メールを用いる設備や通信回線については、信頼性の高い専門業者を選び、契約することに努めること。
3. 電子メールを用いる場合には、以下の方法で実施すること。
  - (1) 個人情報に関する内容は、電子メール本文ではなく、文書ファイル等に記載しファイルを開くためのパスワードを設定した上で、電子メールに添付すること。なお、パスワードは、口頭や別の電子メール(ファイルを添付した電子メールには記載しないこと)等により、特定保健指導を行う者と支援対象者が共有すること。
  - (2) (1)の実施が困難である場合は、支援対象者に相応のリスク(なりすまし・窃視等)とその可能性について十分な説明を行い、同意を得た上で用いること。
  - (3) 電子メールを用いることに伴って生じる可能性のある不測の事態等を想定し、必要な対策を講じておくこと(医療情報システムの安全管理に関するガイドライン第3版参照)。
4. 電子メールを用いるよりも安全性の高い手段としては、SSL(Secure Socket Layer)等により暗号化された安全性の高いページにおいて、支援対象者と情報のやり取りを行う方法があるため、これを用いることが望ましい。

## 第三 特定保健指導においてFAXや手紙等を用いる場合の留意事項

1. FAXや手紙等を用いる場合には、支援対象者のプライバシーが十分に保護されるよう配慮すること(例えば、内容が分かる封筒やはがきは使わない等)。
2. FAXや手紙等の送信、送付に伴って生じる可能性のある不測の事態(FAXの誤送信、手紙の配達事故等)を想定した上で、送信、送付の方法について支援対象者と確認しておくこと。

以上

健康局総務課保健指導室

担当： 釧物 香川 金井

E-mail [hokenshidoushitsu@mhlw.go.jp](mailto:hokenshidoushitsu@mhlw.go.jp)

TEL 03-5253-1111(内線 2391)